

本号で公布された条例のあらまし

特定都市河川浸水被害対策法施行条例（埼玉県条例第五十五号）（河川砂防課）

一 趣旨

中川、綾瀬川等の四十三河川の流域が、令和六年三月二十九日に特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法の規定により設置する標識の基準を定めるもの。

二 内容

標識の基準は、国土交通省令の基準を参酌し、条例で定めることとされているが、標識の基準として、例えば、大規模な開発行為等を行う場合に設置が必要となる雨水貯留浸透施設、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりして、雨水が河川に一気に流れ込むのを防ぐ調整池、雨水浸透ます等に設置する標識については、名称、工事の検査済証番号、容量及び構造の概要等を明示することや、周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けることを定める。

三 施行期日

公布の日。ただし、雨水貯留浸透施設に関する部分は、令和七年七月一日